

■ 4条1項11号

不服 2020-9164

<本願商標>

nunc tokyo  
ヌンクトウキョウ

第3類「日本製のシャンプー、日本製のせっけん類、日本製の化粧品用クリーム、日本製の美顔用パック、日本製のメイクアップ用化粧品、日本製の化粧品、日本製のエッセンシャルオイル、日本製の香料」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：  
NUNC

第3類「化粧品、アロマオイル、芳香剤、香料、薫料、せっけん類、かつら装着用接着剤、つけまつ毛用接着剤、洗濯用でん粉のり、洗濯用ふのり、歯磨き、つけづめ、つけまつ毛」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「nunc tokyo」の欧文字及び「ヌンクトウキョウ」の片仮名を上下二段に横書きした構成よりなるところ、上段の「nunc」と「tokyo」の間に半文字程度の空白があるとしても、外観上まとまりよく一体に表されており、下段の片仮名は上段の欧文字の読みを表したものと認識できるものである。

そして、本願商標から生じる「ヌンクトウキョウ」の称呼も格別冗長でなく無理なく一連に称呼し得るものである。

また、構成中の「tokyo」及び「トウキョウ」の文字が地名の「東京」を表したものであるとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

さらに、本願商標の構成中「nunc」及び「ヌンク」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

したがって、本願商標の構成中「nunc」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「nunc tokyo\ヌンクトウキョウ」は、構成中の「tokyo」及び「トウキョウ」の文字が地名の「東京」を表したものであるとしても、本願商標の構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であり、「nunc」及び「ヌンク」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないから、これが引用商標「NUNC」と類似するとした原査定は、取消しを免れない、と判断されました。

過去に、「UNITED TOKYO」と「UNITED」が非類似と判断された事件(無効 2016-890086、平成30年(行ケ)第10019号 審決取消請求事件)があり、おそらく本審決においても、これが参酌されたものと予測されます。

しかし、上記事件では、商標「UNITED TOKYO」からは、全体より「結合した東京」、「連合した東京」又は「東京連合」といった一体的な観念が生じると認定されていることには注意が必要でしょう。「nunc (NUNC)」にはラテン語で「今」といった意味合いがあるようですが、我が国の一般的な国民は知らないでしょうし、「nunc tokyo」全体から何らかの意味合いが理解されるとは考え難いでしょう。

このように、「nunc tokyo」から一連一体的な意味合いは生じ得ないという点で、本事件は上記事件とは前提が異なります。

よって、本願商標については、本当に『本願商標の構成中「nunc」及び「ヌンク」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない』と言えるかは大いに疑問です。

ちなみに、本願商標「nunc tokyo\ヌンクトウキョウ」を出願した請求人は、香港の会社のようなです。一方で、引用商標「NUNC」の商標権者は、東京都の会社です。

引用商標権者からすれば、「東京のNUNC」とはまさに自分たちのことであると自負しているでしょうから、知らぬ間に「nunc tokyo\ヌンクトウキョウ」が同業者に登録されてしまうのは、まさに青天の霹靂なのではないでしょうか。

個人的には、本事件の結論には納得できません。原審のように、原則的な類否判断ということで良かったのではないかと思います。いかがでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

<2021年7月6日>